

奈良県営自転車競走競技規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五号

奈良県営自転車競走競技規則の一部を改正する規則

奈良県営自転車競走競技規則（昭和四十年六月奈良県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二中「一に」を「いずれかに」に、「いたった」を「至った」に、「退避する」を「退避する」に改め、同条第一号中「追い越された後に適当な走行により再び競走選手の先頭に出ることが困難と認められるとき」を「追い越されたとき」に、「若しくは」を「若しくは」に改める。

第二十四条中「いたった」を「至った」に改める。

第二十六条の二中「標識線」を「バック・ストレッチ・ライン」に改める。

第三十七条第一項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「含む。」の下に「又は第二十六条の二」を加え、同条第二項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第二十六条の二」を削る。

附則

この規則は、令和元年五月三十一日から施行する。